

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人中国地域創造研究センター（略称：中国創研、英文表記：Chugoku Regional Innovation Research Center、英文略称：CRIRC）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中国地域における地域振興及び産業活性化に関する課題解決方策の提案及び支援等を行うことを通じて、中国地域の活力向上と持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査・研究事業
- (2) 研究開発・事業化支援事業
- (3) 情報発信・啓発事業
- (4) 表彰事業
- (5) 図書・資料の受託管理事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業は、主として中国地域において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産及びその他の資産の留意事項)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

3 基本財産以外の財産について、理事会の承認を得て、特定資産を設定することができる。特定資産に関する事項は、次条の資産管理運用規程で定める。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、寄附者が使途を定めた場合は、その使途に充てるものとし、特に使途の定めがない場合は、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用方法は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、法令の定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び3項に掲げる書類(定款を除く)は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員10名以上25名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長、1名を副評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条か

ら第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長及び副評議員長は、評議員会の決議によって選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 次に掲げる者は、この法人の評議員になることができない。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条第 1 項各号に掲げられた者

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号に該当する者

(4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

6 評議員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員としての地位を喪失する。

7 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第 13 条 評議員は、評議員会を構成し、第 17 条に規定する事項の決議に加わるほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 20 条 代表理事は、評議員会の開催の日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、副評議員長が代行する。
- 3 評議員長、副評議員長が、ともに、欠けたとき又は事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により評議員会の議長を選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部の譲渡
- (4) 合併契約の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会運営規程)

第 25 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、代表理事が議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該評議員会の議長及び議事録を作成した代表理事が、署名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、1名以上5名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 業務執行理事のうち3名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事になることができない。
 - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6号第1号に該当する者
 - (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 7 理事又は監事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員としての地位を喪失する。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長及び専務理事は、代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して、その業務を執行し、常務理事は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、理事会の運営に関して会長を補佐する。
- 4 会長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が、評議員会に提出しようとする、議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 5 その他法令に定める監事の権限を、その本旨に沿って行使すること。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会の決議により別に定める総額の範囲内で、評議員会において定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、取引の重要な事実を、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第38条3項に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低

責任限度額とする。

(顧問)

第 36 条 この法人に、任意の機関として顧問 15 名以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、選任時に理事会において定める。

5 顧問は無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備
- (6) 第 35 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

3 理事会に付議すべき事項及び理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(招集)

第 39 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しななければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めるところにより、副会長が代行する。会長および副会長が、ともに、欠けたとき又は事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選によ

り理事会の議長を選出する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 4 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の承認を得て定める。

第 11 章 賛助会員

(賛助会員)

第 51 条 この法人の目的に賛同し、後援しようとするものを賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員規程による。

第 12 章 補則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成 22 年度第 1 回理事会<平成 22 年 5 月 28 日>)

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成 22 年度第 3 回理事会<平成 22 年 11 月 17 日>)

- 1 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 2 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
松井三生(会長)、中野直文(専務理事)
また、業務執行理事は、次に掲げる者とする。
佐々木隆雄(常務理事)、佐々木暁(常務理事)、浜里剛(常務理事)

附 則（平成 24 年度第 2 回臨時評議員会＜平成 25 年 1 月 31 日＞）

- 1 定款第 1 条（名称）および第 49 条（公告の方法）に関する変更内容は、平成 25 年 4 月 1 日から有効とする。

附 則（平成 29 年度第 1 回臨時評議員会＜平成 29 年 8 月 23 日＞）

- 1 この定款の変更（定款第 1 条（名称）、第 3 条（目的）、第 4 条（事業）、第 9 条（事業報告及び決算）、第 11 条（評議員の定数）、第 12 条（評議員の選定及び解任）、第 17 条（権限）、第 22 条（決議）、第 27 条（役員の設置）、第 28 条（役員の選任）、第 33 条（役員の報酬等）、第 35 条（責任の免除又は限定）、第 36 条（顧問）、第 47 条（公益認定の取消し等に伴う贈与）、第 48 条（残余財産の帰属））は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までに公益社団法人中国地方総合研究センターの事業を公益財団法人ちゅうごく産業創造センターが承継するために必要な認定法第 11 条の変更認定を受けることが出来なかった場合は、その効力を失う。